

令和4年1月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 1件

議案 2件

---

計 3件

番号	報告第1号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	(新) 松原市民天美図書館の教育財産への登録について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>(新)松原市民天美図書館が令和3年12月28日付けで引き渡されたことを受け、教育財産への登録について、教育長専決の処分をしたため、報告するものです。</p> <p>(公有財産の概要)</p> <p>名称：(新) 松原市民天美図書館  所在：松原市天美東7丁目85番地  種別：建物  構造：鉄筋コンクリート造</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市公有財産規則

第5章 公有財産台帳

(異動の報告)



第36条 部長等は、その管理する公有財産に異動を生じたとき(用途廃止は、除く。)は、その都度公有財産異動報告書(様式第9号)により管財担当部長に通知しなければならない。

2 管財担当部長は、その管理する公有財産に異動を生じたとき又は前項の通知を受けたときは、直ちに財産台帳を整理するとともに、その内容を会計管理者に通知しなければならない。

# 引 渡 書

令和 3 年 12 月 28 日

松原市長様

住所	大阪府松原市立部5丁目8番8号
受注者 会社名	株式会社  野
代表社名	代表取締役 山形雅史 

令和 3 年 3 月 26 日付けで請負契約を締結した  
老人福祉センター弁天苑及び天美図書館建設工事 については、  
完成検査に合格しましたので引き渡します。



令和 3 年 12 月 27 日

松原市長  
澤井宏文様

契約検査室長  
石崎重樹



## 工事竣工調書

下記工事を、令和 3 年 12 月 17 日 検査の結果、図面および仕様書どおり  
竣工したことを認めます。

### 記

1. 工 事 名            老人福祉センター弁天苑及び天美図書館建設工事
2. 工            期            令和 3 年 3 月 26 日 ～ 令和 3 年 12 月 20 日
3. 請 負 金 額        ¥229,900,000-
4. 請 負 業 者        株式会社大野

番号	議案第1号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	(旧) 松原市民天美図書館の教育財産廃止について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>(新) 松原市民天美図書館が令和4年2月1日に開館するため、令和4年131日付けで、(旧) 松原市民天美図書館の教育財産廃止を提案するものです。</p> <p>(公有財産の概要)</p> <p>名称：(新) 松原市民天美図書館  所在：松原市天美東7丁目103番地  種別：建物  構造：鉄筋コンクリート造</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市公有財産規則より抜粋

平成9年3月31日規則第30号

松原市公有財産規則

第3章 管理

第2節 行政財産

(用途廃止教育財産の引継ぎ)

第16条 前条の規定は、法第238条の2第3項の規定により、教育委員会が用途を廃止した教育財産を市長に引き継ぐ場合に準用する。

番号	議案第2号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>松原市民天美図書館の位置を変更する松原市図書館条例の一部を改正する条例制定の施行期日について、(新)松原市民天美図書館の開館が令和4年2月1日となったため、同日付けで施行期日を定める規則を提案するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



松原市条例第 19 号

松原市図書館条例の一部を改正する条例

松原市図書館条例（昭和52年条例第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「松原市天美東7丁目103番地」を「松原市天美東7丁目85番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。